

## 事業評価書（事前）

事務事業名		学卒未就職者等に対する企業が行うトライアル雇用制度の創設
事務事業の概要	(1) 目的	若年者を短期間の試用雇用（トライアル雇用）として受入れる企業に奨励金を支給するとともに、トライアル雇用の期間中に若年者の実務能力の向上等を図るために必要な措置を講ずる事業主に対してその費用を支給する等の支援を行い、企業の求める能力等の水準と若年求職者の現状との格差を縮小しつつ、企業・若年者双方が業務遂行の可能性を見極め、その後の常用雇用への移行を図る。
	(2) 内容	<p>学卒未就職者等就職支援相談員の配置</p> <p>全国の公共職業安定所に学卒未就職者等就職支援相談員を配置し、若年失業者の適性、能力について把握し、助言するとともに、企業に対し、トライアル雇用から常用雇用への移行のために必要な雇用管理上の助言を行う。</p> <p>奨励金の支給</p> <p>次の奨励金を雇用・能力開発機構において支給する。</p> <p>トライアル雇用実施事業主への奨励金の支給</p> <p>学卒未就職者等の若年失業者を企業がトライアル雇用した場合に、当該企業に対し、1人1か月につき50,000円を最大3ヵ月まで支給する。</p> <p>トライアル雇用中の教育訓練費用の支給</p> <p>受入企業が、トライアル雇用期間中に、専修学校等の教育訓練機関に委託して、当該若年者に対し教育訓練を実施した場合、それに要した費用（上限60,000円）を支給する。</p>
	(3) 達成目標	<p style="text-align: right;">要求額</p> <p>1,288百万円</p> <p>補正予算の期間（4箇月間）で約17,000人（年間5万人）にトライアル雇用を実施し、その後の常用雇用への移行を図る。</p>
評価	(1) 必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕</p> <p>厳しい雇用失業情勢の中で、学卒未就職者や早期離転職者をはじめとする若年失業者が大量に発生している（平成13年9月の完全失業者（15～24歳）78万人）。加えて正規雇用には就かないフリーターといわれる不安定な就労・無業を繰り返す者も増加している（平成9年時点で約151万人と推計される）。一方、厳しい雇用失業情勢の下で、企業は若年人材に対する要求水準を高めている。</p> <p>こうした状況の下、トライアル雇用を通じて、企業がもとめる能力等の水準と若年求職者の現状の水準との格差の縮小を図るなどにより、常用雇用への移行を図ることは、企業、常用雇用を希望する若年求職者の双方のニーズに沿うものであり、必要性が高い。</p> <p>〔公益性〕</p> <p>トライアル雇用により、若年者について雇用のミスマッチの解消を図り、安定した雇用の促進を図ることは、若年者雇用情勢の改善を図ることであり、ひいては経済社会の安定と発展に資するものであるから、公益性が高い。</p> <p>〔官民の役割分担〕</p> <p>本事業は、ハローワークで行う職業紹介の一環として、国の事業として行うものである。</p> <p>〔国と地方公共団体の役割分担〕</p> <p>本事業の中で地方公共団体が実施するものはない。</p> <p>〔民営化や外部委託の可否〕</p> <p>トライアル雇用は、その期間中に企業の力によって若年者の能力の向上を図ろうとするものであり、企業自らが外部教育機関に教育訓練を委託する場合には費用を奨励金として支払うこととしている。また、奨励金の支給は雇用・能力開発機構において行うこととしている。</p> <p>〔緊要性の有無〕</p> <p>失業率が過去最悪（平成13年9月5.3%）を記録する中で、各年齢層の中でも特に若年者失業率が高く（平成13年9月、15～24歳の完全失業率11.0%）早急に措置を講ずることが必要である。</p>
	(2) 有効性	<p>〔今後見込まれる効果〕</p> <p>トライアル雇用を経ることで、若年者の技能等との水準と求人側の求める水準との格差を埋めながら、企業・若年者双方が業務遂行の可能性を見極めることで、その後の常用雇用への移行可能性が高まる。</p> <p>〔効果の発現が見込まれる時期〕</p>

	<p>トライアル雇用を終えたものから順次、効果が期待される。</p>
(3)効率性	<p>〔手段の適正性〕          若年失業者やフリーターが増加しているが、若年期における失業や不安定な就労の継続は職業能力開発の支障となり、これら若年者が低技能のままとどまってしまう。一方、企業は若年人材に対する要求水準を高めており、これが若年層におけるミスマッチの原因となっている。トライアル雇用は民間企業を活用して若年者の技能を高め、企業の求める水準と若年失業者の現状の格差を埋めることができ、手段として効率的かつ適正なものである。</p>
(4)その他 (公平性・優先性など)	
関連事務事業	なし
特記事項	<p>〔各種政府決定との関係〕          「総合雇用対策」(平成13年9月20日産業構造改革・雇用対策本部決定)          雇用のミスマッチ解消3 民間活力を活かした多様な能力開発機会の確保・創出に「学卒未就職者等の若年者の試行就業支援を通じた実践的な能力付与を図る」とされたところである。</p>
主管課 及び関係課	(主管課)職業安定局業務指導課